

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3号機 設計及び工事計画変更認可申請（化学体積制御設備の主要弁及び主配管の改造）【5】」

2. 日 時：令和5年3月22日（水） 10時30分～12時01分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他9名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 玄海原子力発電所第3号機 原子炉冷却系統施設の改造の工事（抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事）設計及び工事計画変更認可申請に係る確認事項リスト

・資料2 玄海原子力発電所第3号機原子炉冷却系統施設の改造の工事（抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事）設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから九州電力の九州電力玄海発電市玄海原子力発電所第3号機の設計及び工事計画の認可、変更認可申請、
0:00:11	に係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:15	それではまず九州電力の方から前回ヒアリングでの事実確認に対しての回答からお願いしてもよろしいですか。簡単に結構ですので、
0:00:29	はい。九州電力の松本です。
0:00:31	前回のヒアリングで受けたポイントについてご説明をして参ります。まず、資料のお出ししております資料の1の確認事項リストをご参照ください。
0:00:42	前回ヒアリングで受けたコメントについては、この時、リーダのナカノNo.19から22になっておまして、
0:00:50	順にご説明英語せ、ご紹介して参ります。まずNo.19ですけども、今回の申請範囲が技術基準規則第二条第2項第9号の日に該当しないことをわかるように、概要上で説明。
0:01:04	概要図上で示すことということで、まずこの今回の申請範囲、一次冷却系統に係る設備でないことがわかるように決めたということで、
0:01:14	補足説明資料の1の方にですね、概要図を用いて整理をさせていただきますので、後程ご説明いたします。
0:01:20	続き、続きましてナンバー20ですけども、申請範囲が安全設備に該当するか、安全重要度分類のどれに該当するかを、耐震プラス弱面クラスもあわせて目標ごとに整理することとごさいコメントございましたので、
0:01:34	こちら補足説明資料の1の方にですね、別紙の方に、進展範囲と分類について、おまとめしておりますので、補足説明資料の1で後程ご説明したいと思います。
0:01:47	続いてナンバー21ですけども、補足説明資料5の耐震強度評価条件の変更内容の表について記載されている評価結果が発生応力の最も大きい箇所を代表で記載している旨が読める記載を追加することというコメントございましたので、
0:02:03	こちらはコメントいただいた通りし、
0:02:06	補足説明資料のほうの記載を修正して参り、しております。
0:02:12	続いてナンバー22ですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	耐震の評価方針を、耐震説明書の目次ベースで、申請時に追加された項目を説明することというコメントございましたので、こちらもご指摘いただいた通り、補足説明資料の 5 の方にですね、
0:02:28	耐震説明書の目次ベースで、申請者の変更点等をご説明をまとめますので、後程ご説明したいと思います。
0:02:39	まずナンバー1920 に当たります。補足説明資料の 1 についてご説明して参ります。説明者かわります。はい。九州電力のミネマツです。それでは、ナンバー19 に合わせた形でご回答させていただきます。
0:02:56	資料 2。
0:02:57	と記載させていただいております補足説明資料の、
0:03:02	イトウ 1 の別紙をし、ページ 13 ページ目。
0:03:07	ご覧ください。内 3 ページ目以降の別紙の方にまとめさせていただいております。
0:03:14	まず、今回の工事範囲の整理ということで前回ちょっと明瞭でなかった点がありましたので今回、2 ポツのところ明瞭に記載させていただいております。
0:03:24	今回工事範囲、14 ページの方にポンチ絵つけさせていただいているんですが、
0:03:31	今回工事範囲、
0:03:33	何ヶ所か。
0:03:34	ありましてそのうち、
0:03:36	格納容器貫通部、
0:03:40	であります。内隔離弁と外隔離の中に入っているもの、あと外隔離弁の外側にあるものがあります。
0:03:47	技術基準規則の第二条第 2 項第 9 号に、
0:03:52	に該当する範囲といたしましては、
0:03:55	格納容器ファン通部としては、内隔離弁から外隔離弁の中の範囲だと考えておりまして、
0:04:02	今回その確認を容器内、そういう内隔離弁と外隔離弁の間の範囲は安全設備である、いうふうに考えておりましてMSワンPS通PSする。
0:04:14	に解除すると考えております。
0:04:17	また、格納容器会の範囲に関しましては、
0:04:20	先ほどの、
0:04:22	格納容器のパンツのところには当たらないので、PSPSⅢの安全機能
0:04:30	有する安全施設に該当すると考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:34	続いて 14 ページのところにポンチ絵をつけさせていただいております、先ほどの、
0:04:40	説明のところを図示しております。
0:04:43	ご質問にありました以降に該当しないことということに関しましては、上の方のポンチ絵のところに、に関しては、
0:04:52	原子炉冷却材圧力バウンダリ、
0:04:55	該当すると思っております、
0:04:58	ウエノ、
0:04:59	一次冷却材が入っているところの、青色の着色部が該当すると考えておりますので、
0:05:05	今回の工事範囲、
0:05:07	赤く塗っているところはその範囲に当たらないというふうに考えております。
0:05:13	先ほど口頭でご説明したものと、耐震重要度等を記載したものを次の 15 ページのほうに一覧の表で示させていただいております。
0:05:24	①から⑦、
0:05:26	打っておりますこちらは
0:05:28	補足説明資料 7、
0:05:30	別紙にあるブロック単位と同様に合わせております。
0:05:34	ポンチ絵の図の番号と照らし合わせていただければと思っております。
0:05:41	3 ポツの各条文の整理結果のところですが、第 10 条の第 2 項のところを記載させていただいておりますが、
0:05:48	新規制基準時に、
0:05:50	対象範囲が安全施設に拡大されましたが、今回の設計及び工事計画認可申請の、
0:05:57	基本設計方針の変更前に記載の通り当社は、
0:06:00	新規制基準施行以前より、安全施設に一体、
0:06:04	してですね、環境条件を考慮した設計を行っております。
0:06:08	で、新規制基準施行前後においては第十条第 2 項に係る責任変更は、
0:06:14	ありません。
0:06:16	変更前の規定に関しましては新規制基準工認において認可いただいたものと同様であります。
0:06:23	なお、
0:06:25	既工事計画の添付資料の健全性に関する説明書においては当時の要求事項を踏まえて、安全設備に係る設計のみを記載しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:36	以上が 19 と 20 のご説明になります。
0:06:43	九州電力江田です。確認事項リストNo21 についてですが、お出ししている資料 2 の右下 56 ページをご覧ください。
0:06:54	この右下 56 ページに、赤字でですね評価結果に最大応力点を代表として記載していることを、追記しております。確認事項リスト 21 については以上になります。
0:07:09	続きまして九州電力千葉です。続きましてコメントリストナンバーの 22、耐震の評価方針を耐震の説明書の目次ベースで、
0:07:19	新規制時に開追加された項目について説明すること。
0:07:23	ということに対して、先ほどの補足説、同じく補足説明資料の方の右下、補足説明資料 5-3、右下 57 ページのところに、その内容を記載しておりますので、ご確認ください。
0:07:39	補足説明資料の 5-3、右下 57 ページで、4 ポツという、
0:07:44	項目を今回新たに追加いたしまして新規制基準における法における追加要求への適用についてという、
0:07:52	ことをお伝えしております。
0:07:54	本申請におきましては新規制基準施行前に、電事法に基づく工事計画認可の、
0:08:01	民間を受けており、今回は新規制基準等の追加要求、
0:08:07	踏まえた上での変更認可申請を実施しております。
0:08:10	その際、新規制基準等で追加要求になりましたものに対して、本申請での適用を
0:08:19	新規制時の添付資料 3-1 の耐震の設計基本方針の目次に沿って 2 ページの表 5-1 にまとめておきます。
0:08:29	また、
0:08:31	本申請における基本設計方針は
0:08:34	これ以前からご説明している通り、基本的には 3-1 の耐震の基本設計方針と同じであり、評価にあたっては新規制基準工認時等からの手法を用いるため衛藤大真氏、
0:08:48	小関における新規制はないと、考えております。
0:08:51	次ページ 58 ページの方をご覧ください。
0:08:55	先ほどご説明いたしました表内容を表 5-1 の方にまとめております。
0:09:02	こちらよね、一番左側に添付資料 3-1 の目次。
0:09:07	で、目次の項目ごとに、真ん中で新規制基準等における追加要求事項としまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:14	この方、目次で目次における対要求事項というものを記載しており、このうち、下線、黒下線を引いている箇所が新規制基準等での追加要求事項と考えております。
0:09:28	また、この右の所に行っていただきますと、
0:09:34	今回の要求事項、先ほど新規制編の追加要求事項が、
0:09:39	ありますがそれを、本申請への適用というのを考えております。考えを整理しております。
0:09:47	この中で言いますと今回、新規制基本的には新規制基準等のものを反映。
0:09:54	しておりますが、例えば3ポツの耐震重要度分類及び重要度対処施設の設備、
0:10:02	設備分類とありますけれども、そこでは新規制基準時に重大事故等対象。
0:10:08	対象施設の設備の耐震上の重要度分類が新たに要求されました。
0:10:13	ただし、本申請におきましては、
0:10:17	対象がDB施設基準対象施設のみとなりますので、新規性での
0:10:23	追加要求はあるんですけども、本申請での適用はバツと整理しております。
0:10:30	そういったもので本金、
0:10:33	5ポツにおきましても動的機能維持としまして動的機能維持、
0:10:38	に関する要求が申請時に追加明記されておりますけれども、本市においては申請範囲に動的機能維持をすべき対象のものがいないため適用外というふうなことを、
0:10:51	記載しております。
0:10:54	あとコメントNo.22 に関してはご説明は以上となります。
0:10:59	それで九州電力課からのご説明は以上となります。
0:11:06	はい。原子力規制庁西内です。そうしましたらと規制庁側から何か事実確認あります。どうぞ。
0:11:13	原子力規制庁の仲野です。私の方から何点か確認させていただければと思います。
0:11:19	まず1点目ですけれども、補足説明資料の13ページから15ページの間、
0:11:25	十四条で15条の適用の整理の関係、
0:11:28	その質問させていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:32	先ほど説明もいただきましたけれども今回の工事範囲の整理について、安全性設備として該当するかどうかという話とあとは耐震クラスの範囲の整理についてを、
0:11:44	確認させていただきたいと思います。
0:11:47	まず、こちらの方で明確に確認できたところの一応認識の共有というか、共通認識を図りたいなと思っているのが耐震のクラスのところです。
0:12:00	耐震クラスについては、15 ページにて 1 から、①から⑤のブロックが、
0:12:07	Sクラスで⑥から⑦のクラス、⑥から⑦がBクラスっていうふうに整理いただいていると思います。
0:12:16	こちらについてなんですけれども、
0:12:18	私の方で、
0:12:23	新基準の公認の添付資料 3-4。
0:12:26	の、
0:12:27	重要度分類及び重大事故等対処施設の設備区分の基本方針を確認させていただきまして、こちらの
0:12:36	ページ数だとちょっと出ないんですけど、
0:12:40	6 ページ目になるのかな。
0:12:42	3 ポツの、
0:12:44	設計基準対象施設の重要度分類の取り合い点っていうところの、
0:12:49	内容を確認しまして、ここの中に、
0:12:55	きっとそれ接続する配管系の重要度分類が異なる場合に、とりあえずは原則として機器から見て第 1 弁とする。取り合い点となる第 1 弁は上位の重要度分類に属するものとするというものがあって、
0:13:08	さらに(2)で原子炉格納容器バウンダリはバウンダリを構成する弁までをSクラスとするというふうにあるんで、
0:13:16	こちらを見ると、今回の申請範囲である。
0:13:23	3 部イシイS005ABCの内側の弁と、あと三分イシイS008 の外側の弁。
0:13:31	第 1 隔離、第 1 弁とするうちと外もよ、を含めて読むとするとそれらの弁。
0:13:40	を含んでその内側が耐震Sクラスになってそれよりも外にあるブロック⑥⑦の部分がBクラスになるとそういう整理で確認しましたけれども、こちらの理解で間違っていないでしょうか。
0:13:59	はい。九州電力のミネマツでその認識で問題ございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:04	原子力規制庁ナカノです。承知しました。続けてなんですけれども、先ほど
0:14:10	百人で出した取り合い点の説明のところなんですけれども、
0:14:15	ちょっとこれ単純に読み方を教えていただきたいんですけれども。
0:14:22	第3-1図の原子炉格納容器のバウンダリとSクラスの範囲っていうふうに記載してある部分で、
0:14:29	一番上の配管の
0:14:31	第1隔離弁と第2各第1隔離弁の内と外が記載してあるものの内側がそのバウンダリーの範囲ですっていう記載があるものはわかりやすいんですけど、
0:14:41	その下にあるもの、内側の隔離弁がないものってどういったパターンのものがあるのかっていうのを教えていただいてもよろしいですか。
0:14:56	少々お待ちください。
0:15:03	石生電力のミネマツです。衛藤。上から2個目としましては、直接弁なしで、RCSバウンダリーの方に入っているような配管があった場合はこういうような記載でAと外側のところがSクラスの範囲というふうに記載させていただきます。
0:15:24	原子力規制庁の中野です。答弁なしでRCSのバウンダリーに入っているようなもの。
0:15:30	例えば、どういったものがあるかって教えていただいてもよろしいですか。
0:15:40	九州電力のミネマツです。ちょっとそちらの方は、今回の範囲でもなかったりちょっと確認をさせていただいてもよろしいですか。
0:15:50	原子炉規制庁仲野です。直接今回の申請に関係ないのはこちらも承知してるんですけども、よろしければ
0:15:59	確認いただけると幸いです。
0:16:01	そうしましたら、
0:16:03	あと杉井委員が多分確認にお時間かかると思うので次に進みますけどもよろしいですか。
0:16:20	九州電力のミネマツです。進めていただいて構いません。
0:16:25	はい原子力規制庁の中野です。そうしましたら、次に進めさせていただきます。
0:16:31	耐震クラスについては、先ほど既工認の
0:16:35	資料を踏まえて明確、
0:16:38	になったんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:40	次に安全設備に該当するかどうかの整理のところなんですが、今回の資料の13ページ、2ポツの今回の新構図範囲の整理のところ、
0:16:51	いつ段落目の1行目から2行目のところですね。
0:16:55	技術基準規則の9号に該当する範囲のうち、
0:17:01	格納容器貫通部は、格納容器の内側隔離弁から外側隔離弁であるので、その範囲が安全設備であるというふうに記載いただいているんですけども、
0:17:15	先ほどの範囲、内側隔離弁と外側隔離弁の間は、CVのバウンダリーであるということを確認したんですけども、バウンダリー
0:17:25	とCvそのものっていうのがつなげて読む。
0:17:28	ことができるのかどうかというところの観点で、
0:17:32	ちょっと直接同じものって、というのは、いけないのかなっていうふうに思っていて、もし別に、この範囲、その内側隔離弁と外側隔離弁の間が、
0:17:44	Cvの貫通部であってそれをCvと読むというふうに整理しているものが、もしされているのであればそちらについて説明をお願いします。
0:18:03	少々お待ちください。
0:18:27	岸電力ミネマツです。
0:18:30	ちょっとおっしゃられてるとこ違えば教えていただきたいんですけど、2のところは、おっしゃる通り、格納容器自体とその隔離弁というふうになっているんですが支部バウンダリーとしても、
0:18:40	そこのところに該当するだろうと私たち考えてこのところに該当すると。
0:18:46	言っております。そこのところに対して明確に何か書いてあるような資料というものは無いと思っております。
0:18:55	原子力規制庁の中根です。
0:18:58	そういうふうに考えてるだろうということは、私も理解しているつもりなんですけれども、工認の申請書とか何かそういったところでも、その範囲を明確にしてるものはないっていう理解でよろしいですか。
0:19:18	九州電力ミネマツです。おそらくで申し訳ないんですが、おそらく、そこを綺麗にこのところだと、記載しているものはないかと思いますが前回の
0:19:29	すでにいただき認可いただいている、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:31	24年に認可いただいているときに関しましても配管としては、CVの貫通部で安全施設ですってことはそちらの方で申請させていただいて、その内容で認可いただいているものと考えております。
0:19:51	規制庁の中根です。すいませんちょっと私の、
0:19:54	認識が合ってるかどうかの確認なんですけれども、今ご説明いただいているのは、隔離弁の間の範囲が、
0:20:02	あんま安全設備に該当するCv。
0:20:07	及びその隔離弁に該当するかどうかの説明ということですよ。
0:20:16	九州電力のミネマツですとおっしゃられる通りです。
0:20:23	原子力規制庁の中根です。承知しました。少々お待ちいただいでよろしいですか。
0:21:04	原子力規制庁の仲です。そうしますと先ほど説明いただいていた、24年の申請時点での相違、安全設備としてその範囲をすでに示している。まず、
0:21:19	として、認可を受けているということであれば、
0:21:24	その内容が明確にわかるように資料に起こしていただければと思いますけれども、
0:21:29	よろしいでしょうか。
0:21:33	九州電力ミネマツです。確認ですが今で言う①から⑤の範囲は安全設備として健全性出して、認可をいただいているって旨をこちらの補足説明資料に記載するという形でよろしいですか。
0:21:49	規制庁の仲野です。はい、おっしゃる通りです。
0:21:53	承知しました。ではその旨を記載させていただきます。
0:22:01	はい。原子力規制庁の仲野です。一応、
0:22:04	確認で終わるんですけど、先ほどおっしゃってた、24年の資料の中で別にそれが明確になっているわけではないけれど、
0:22:15	その範囲が安全設備として、
0:22:18	認可されていると、いうふうに、すでに過去の申請から読めるので、そういう理解である、そういうことですよ。
0:22:27	九州電力のミネマツです。おっしゃられる通りすべてのハンズな配管がそういう記載になってるわけではありませんが今回の申請範囲に関するところですね、に関して衛藤。
0:22:39	005ですと、小配管のところというと、
0:22:44	再生熱感交換機から国内貫通部までを安全設備として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:50	健全性の説明書の中で説明をさせていただいておりますその内容で認可をいただいております。
0:22:58	原子力規制庁の中野です。承知しました。
0:23:25	規制庁の西内ですけども。
0:23:28	ちょっとすみません、頭を整理しながらでちょっと1個ずつ行きたいんですけどね。まずCVとCVバウンダリーは僕別物だっという理解をしていますけど合ってます。
0:23:40	イコールだと思ってます。
0:23:44	要は今回のこの部分の、まさに話をしてるような1から5の部分ですけど①から⑤の部分①から⑤ってCvですか。
0:23:53	Cv電話手段、
0:23:57	あ、すみません話遮ってしまって申し訳ない。CV機種電力ミネマツですが、①から⑤に関しましてはCV格納容器、
0:24:06	自体ではなくて、格納容器のバウンダリーだと思っております。規制庁ニシウチですそうですね。
0:24:12	であれば、まず基準上って、基準上安全設備って何て書いてあるかというのと、
0:24:19	案Cvとその隔離弁としか書いてないですよ。
0:24:25	九州電力ミネマツあの技術基準規則のことであれば、おっしゃられる通りだと思ってます。はい。なので、規則に書いてる通りっていうふうにならないっていうのは、ご理解をいただけますかね。
0:24:42	規則そのままではなく、2項に該当するのはということで記載させていただいてると思ってます。なので、いや要は、その間の説明をしていただき、明確にまずしていただきたいと思っているところをちょっとまず意識していただきたいんですけどよろしいですか。
0:25:01	九州電力のミネマツですそういうバウンダリーもこれに該当すると思ってるっていう旨を記載。
0:25:09	した方がより明確になるっていうことでしょうか。より明確というかすみません
0:25:14	現状だと説明がない状態という僕は認識をしているってそういうことです。要は安全設備なんですって言うんだけど、CVではないけどCVバウンダリーだけ安全設備なんですっていうことは、
0:25:26	その基準とその間の間の部分が今説明をされてない。要は、資料上は書かれてないっていう状態だと僕思ってるんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:34	より明確というかちょっとそこがまずないと説明にならん繋がらないというふうに僕は思っているってそういうことなんですけど。
0:25:41	理解はちょっと認識とかありますか。九州電力の峰回ってた
0:25:47	おっしゃられてることを理解いたしました。
0:25:51	はい。規制庁ニシウチですなのでまずそこを明確に資料上に起こしていただかないと事実確認が終わらないっていうそういう状況だと思ってますってというのがまず現状で、
0:26:00	いや、私の認識がちょっとそこがあるんであればおっしゃってくださいね、私は今そう思ってますっていうところを説明を聞いてそう思いましたというところだと、そうしたときに、その業界に入るものは何かという
0:26:15	そういうふうに過去審査、
0:26:18	申請をす。自由であればイコールととらえて、そうそうみなしてっていうんですかね、安全設備として扱って、申請認可を受けている実績があるというのがそこに入るってそういうことでいいですか。
0:26:34	それとも何かこの基準の解釈はこうだっっていうのは何か明確に過去の審査とかで明確にしているとかそういうことになるんですかね。
0:26:44	九州電力のミネマツです。押せ、先ほどの仲野さんのお話等も踏まえ、前者である通り、過去の申請の時にそちらで認可いただいているものと、
0:26:55	いうふうに記載になると思っております。はい。規制庁西内です。まず、理解はしましたよとだからそこをしっかりそういう文脈で書いてもらう必要があるっていうところだとは思ってますけど。
0:27:07	そうしたときに、最初は最後ナカノの方から最後確認してた話ですけど、
0:27:12	ただ本文上少なくとも 24 年の時って基本設計方針もないですし、
0:27:19	本文上多分明確に特定はできないのかなと思うんですけど、可能性があるとすれば先ほどおっしゃったような健全性の説明書だとかあと添付図面だと思うんですけど、
0:27:28	そういう意味では健全性の説明書の中で、この 1 から 5 の部分、
0:27:34	について、安全設備として、適合性を説明しているものが、
0:27:40	ちゃんと説明その申請書ベースで説明できる内容が書かれていて、それをもとに今回補足説明資料に書きますっていうそういう説明があったと思えばいいですか。
0:27:50	ちょっと仲です。1 部分、部分部分でその止めには書いてないんですけどって言葉が、いやすごい引っかかって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:57	要は単純に申請書で読めるんですが読めないんですかっていうそれを聞きたいだけなんですけど。
0:28:03	九州電力のミネマツです。本文ではないんですが、添付資料側で記載読めますので、読めるものと考えてます。理解しましたか何か目に読めないとかっていうのはちょっと忘れちゃってもいいですかね、申請書で明確に読めるものと思っているってそういうことですね。
0:28:19	はい。おっしゃられる通りでちょっと申請書側の中で、しっかりその①から⑤の範囲にしましては、安全、
0:28:27	安全設備として説明している内容が読めるものになってます。規制庁西内です理解できました。であれば、それを明確に抜粋いただくとかすればもう終わる話だっていうことはご理解いただけますか。
0:28:43	はい。多分おっしゃられる通りですのでちょっとそこ最初中野さんに越智とお話させていただいた通りプラスさせていただくとともにその抜粋をつけさせていただいてよりわかりやすくさせていただければと思います。
0:28:57	はい。いや、ごめんなさいね規制庁ニシウチですけど、わかりやすくではなくて必要な説明としか僕思っていないんですけど。
0:29:04	いや逆に今の流れで、今の流れのどこかが欠けても説明に僕ならないと思っていってというふうに思ってるんですけど何か若干認識にそこが ありそうで、
0:29:13	わかりやすくではなくて、必要な説明をしますっていうだけだと僕は思ってるんですが違いますかちょっと認識が、何か、あくまでプラスアルファだと思ってるってことですか。
0:29:23	言い方が悪かっただけですとそちらの方記載させていただいて、繋がりが、
0:29:29	しっかりわかるようにさせていただければと思っております。規制庁西内ですけど少なくとも今今日私が聞いた情報だと、
0:29:37	私の理解としては、
0:29:39	先ほどお話しした通りですけど、規則上要求上は、安全設備っていうのはシーブイだって言っていて、
0:29:46	それに対してCVバウンダリーを、安全設備として登録をしているわけですよ。その間を埋めるものっていうのは、例えば基準にはそう書いてあって基準には書ききれてないんだけど、基準解釈はこういうものだよってというような基準解釈を例えばうちが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:03	新たに示している、既事業者から確認いただいて、新たに示しているとか、そういうものではなくてあくまでその 24 年の審査ないしは過去の審査、
0:30:12	の中でそういう扱いをしていて、
0:30:15	だから、
0:30:16	今回も同様なんですってそういうことですよ。
0:30:20	そういうふうに理解して大丈夫ですかね。
0:30:22	はい。九州電力のミネマツでその認識で問題ございません。規制庁西内ですわかりましたそうした時にもう一つちょっと明確に書いていたいただきたいのはこれは補足だと思うんですけど、補足っていう認識で確認をしたいんですけど。
0:30:37	要は、24 年の時はそうしたわけですよ。それから新基準で、新基準で追加整備した範囲、DBとかも一部追加してると思っても改造してると思えますけどそういう部分についても
0:30:50	新基準で審査をしますと、少なくとも 24 年以降に、これまでいろんな審査をしてると思うんですけど、それらの審査でも、
0:30:59	同じ扱いをしている同じ考えで申請審査をし、申請をしている。
0:31:04	申請して認可を受けた実績がある、そういうふうに理解して大丈夫ですか。
0:31:14	そこがもしですね、変わってるようであれば、
0:31:18	むしろどっちを参照すべきなのっていう話があると思っていて、だからそこが変わってないよ考え方変わってませんよっていう説明は追加で必要なのかなと思ってるというところでしたと。
0:31:30	ちょっと確認いただいソフトウ教諭、今日いただかなくても結構ですので、補足説明資料上にそういった情報を追加いただいてもよろしいですか。
0:31:39	九州電力のミネマツ趣旨、理解いたしました。考え方自体は再稼働の時から何も変わっておりませんので、あと申請実際それがあったかをちょっと確認し、
0:31:51	させていただければと思ってます。
0:31:53	規制庁西内ですあれですね 24 年以前のときから、再稼働を含めても変わってないっていう、再稼働からではなくて、そういう言い方でいいんですよ。
0:32:02	先ほどからと言われると 24 年時は違うように聞こえちゃうんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:06	すみませんと 24 年の時から変わっておりません。江藤先生各人とあれですよね、24 年以前の。
0:32:13	タイミングから多分変わってないですよ。24 年のタイミングで想定するというわけではなくて、
0:32:19	おっしゃられる通りで昔の建設のときから考え方自体は変わっていないものになります。はい。なので、そういう文脈でしっかり説明を資料上いただければと思うんですけど、まずよろしいですか。
0:32:34	はい。九州電力ミネマツです。了解いたしました。はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
0:32:41	衛藤。
0:32:43	この 15 ページの安全設備の部分のマルの部分の確認 1 から 5 の部分の確認を今させていただきますけどここもよろしいですかね。
0:32:59	原子力規制庁の仲野です。先ほど説明があった 24 年の健全性の説明書今、手元で見れているので具体的にどういった説明になるのかっていうところを確認させていただければと思うんですけども。
0:33:14	私の方で今確認してる。
0:33:16	中で健全性の説明書の
0:33:20	2 ポツ、
0:33:24	の健全性についてっていうところで、
0:33:26	その申請範囲における安全設備が使用される条件のもとにおける健全性について示すなお今回の申請範囲における安全設備は次に計掲げる設備をいう。で、(1)番で、
0:33:39	化学体積制御設備のうち主要弁 3VCS005ABC、
0:33:46	(2)番で化学体積制御制御設備のうち、主配管、再生熱交換器から格納容器貫通部、カッコハンツール欄 5436、
0:33:56	というふうに説明があるんですけども、こちらの記載をもって江藤。
0:34:02	今回の範囲が安全設備であるっていう説明をされることになるのかなと思うんですけども、具体的に今回の
0:34:11	範囲が三部イシイS005ABCから三分イシイS008 まで。
0:34:17	なのでそれをこの記載からどういうふうに説明いただくのか説明のラインだけお伺いしてよろしいですか。
0:34:26	九州電力のミネマツです。まず、弁に関しましてはそのままの記載の通りだと思ってますので何も変更ありません。
0:34:35	で、(2)の主配管のところ、
0:34:39	当時の申請ですと、再生熱交換器から格納容器の貫通部までを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:45	安全設備としてエントリーさせていただいております。そちらの 14 ページ先ほどの補足説明資料 1 の 14 ページのところ、
0:34:54	各、
0:34:55	見ていただきますとその内側のCV内のところ全部、
0:35:00	が安全設備ですよというふうなことで申請をさせていただいておりますのでそのうちに入っている配管であります 2 から 5 のところは、同じように当然安全設備ですよと。
0:35:12	ということでご説明させていただくものと思っております。
0:35:18	規制庁の仲野です登載ご説明あったとにから 5 が(2)番の
0:35:24	再生熱交換器から格納容器貫通部でっていうところ。
0:35:28	読むって話なんですけれども、結局これって格納容器貫通部としか書いていないんですけれども、格納容器貫通部の定義というかその読み方については別の部分で補足があるっていう理解でよろしいですか。
0:35:52	少々お待ちください。
0:36:55	自主電力のミネマツです。
0:36:57	先ほどのところですが、当時と要目表の区切り方が変わっておりまして、当時申請 24 年申請させていただいたときは、内側のところに関しましては再生熱交換器からその格納容器貫通部、
0:37:13	までという、要目表の部分で申請をさせていただいておりますのでそういった記載になっております。
0:37:20	それから再稼働豆腐
0:37:23	を経ましてその要目表の部分が変わりましたので、今回②から⑤みたいな記載の区分で記載を、
0:37:32	年、今の規制に合うような形で要目表の記載に合うような形で、修正させていただきます。
0:37:39	そちらの方補足 7-3 の方に、昔の要目表と、
0:37:44	と、
0:37:46	今の要目表の方の違いっていうか変更がどういうふうな形で今回のところ該当しますよというのを比較表をつけさせていただいております、
0:37:56	そちらの方で配管、7-3 ページのところ、
0:38:00	通しで言う 83 ページのところ、再生熱交換器から格納容器貫通部までの主配管のところの範囲として示させていただいております、
0:38:11	②から⑤すべてこのところに入っておりますので、そういうふうな説明になると思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:36	原子力規制庁の仲野です。24年の申請時から、現在の申請までにおいて、
0:38:46	その要目表の該当の部分が変更になっていて、
0:38:53	その当時、24年当時は格納容器の内側までが範囲だったけど、今は貫通部、
0:39:02	というのは、3BCS008までを言うっていうことになっているという理解でよろしかったでしょうか。
0:39:26	規制庁ナカノすみませんちょっとください。
0:40:07	自主電力のミネマツです。
0:40:11	過去24年のところ、常盤再生熱交換器から436までの範囲に関しまして安全設備として衛藤、
0:40:21	申請をさせていただいておりますのでそのところに該当するところを、今回のところも安全設備と、右から音①に関して、安全設備ということで、すでに認可いただいているという形で、
0:40:34	補足説明資料に記載させていただきたいと思っております。
0:40:41	原子力規制庁の仲です。私のちょっと、
0:40:46	2個目の質問に戻るかもしれないですけど、李駒井の質問のときに
0:40:53	24年の申請書の添付資料の中で再生熱交換器から格納容器貫通部の貫通部後に、436までの間が安全設備でしたよっていう話があって、
0:41:04	貫通部がどこからどこまでの範囲を指しているのかっていうものも含めてご説明いただける一んですよって質問させていただいたと思っ ていて、
0:41:15	ちょっと私の理解が追いついてなかったのかもしれないんですけど、その貫通部がどこからどこまでの範囲ですっていうことが、明確な説明になっている場所、
0:41:26	についてのご説明って先ほどの説明の中で、どちらでされてたのか、ちょっともう一度ご説明いただいてもよろしいですか。
0:41:49	少々お待ちください。
0:42:23	九州電力のミネマツです。平成24年の申請時認可いただいたものに関しましては、貫通部というのは、CVのペネまでになります。
0:42:42	原子力規制庁の中根です。CVのペネまでっていうことは圧倒ブロック2から5まで含んでいるっていうことで、示してるってことですよね。
0:42:53	こちらについても、
0:42:59	その当時の資料なり今までの申請含めた範囲で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:06	安全設備の区分としては変わらないことも含めてご説明いただけるっという理解でよろしいですか。
0:43:24	九州電力のミネマツですけれども先ほどご説明した補足 7-3 ページ、またはそのあとに図面につけさせていただいています。
0:43:34	7-57-6 ページの
0:43:37	図面と要目表で比較をさせていただいてるかと思うんですが、
0:43:42	それ以外に、
0:43:44	ちょっと具体的にどういったことの、
0:43:47	ご質問かがちょっと読み取れてなくて教えていただければ助かります。
0:43:57	規制庁の仲野です。今おっしゃってた 83 ページのところ、要目表の記載の変更だったりとかっていうものが、
0:44:06	何に基づいて、今までの申請範囲とそごがないように記載しているかというところをどう説明するのかっていうところですね。
0:44:16	冬期になってるのが、
0:45:16	規制庁中根ですすみませんちょっと私勘違いしてたかもしれないですけど 83 ページの、
0:45:22	中列の要目表再稼働工認記載括弧抜粋の欄で、
0:45:30	化学体積制御設備の欄のその下段ですかね。
0:45:34	もう精製熱交換器からダンス&イシイS005ABCにすでにもう再稼働の新基準工認の時にこういうふうに記載してるっていう。
0:45:46	ことでしたっけ。
0:45:48	九州電力のミネマツですそのご認識の通りです。
0:45:53	規制庁ナカノすみませんちょっと勘違いしてましたということはもうすでに新基準の時に、こういうふうにするにすでに記載をしているので範囲はここを、
0:46:05	もって確立してますよっていう理解でよろしかったですか。
0:46:11	九州電力のミネマツです。おっしゃられる通り平成 24 年の時には一番左の範囲で、
0:46:19	工事認可申請させていただいていますので、そちらの辺になりますので範囲としてはその当時の範囲からすべて変わらない範囲で記載させていただいています。
0:46:30	ただ使用目標の区切りとしては、再稼働購入のときに変更いたしております、
0:46:35	今回申請する範囲はその再稼働の要目表の区切り方と一緒に区切りで申請をさせていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:45	規制庁の中根です。承知しました。ちなみになんですけど、安全設備がいいのかって言うところの話でいうと、今回の先ほどちょっと私も勘違いしました要目表の記載ってこれって安全設備に限る記載として、
0:46:59	書いてるんでしたっけ。
0:47:04	九州電力のミネマツです。こちら要目表としては安全設備のみを記載するわけではなくて申請の中で必要な箇所、
0:47:12	記載させていただいておりますので、前回 24 年も安全設備に該当しないところの記載もございます。
0:47:20	規制庁仲野です。そうするとちょっと最初の質問に立ち戻るんですけども、今回の申請範囲が、安全設備がいいのかっていうところの、
0:47:31	説明をするにあたって、どういった説明を採用されるよ、方針なのかっていうのを伺いしてもよろしいですか。
0:47:42	はい。九州電力のミネマツです。配管に関しては先ほどの 83 ページのところを、
0:47:49	ご覧いただきます一番左側、平成 24 年のところは、
0:47:54	非再生熱交換器から、格納容器の貫通部の 436 までという区切りがございます。
0:48:01	こちらの方は、健全性の説明書の中で安全設備として申請をさせていただいておりますので、こちらの範囲を進めた安全設備であるというふうに、
0:48:13	認可いただいているものと考えております。
0:48:16	一番右のところは今回の選任の申請内容でして、右からこのところは、この表の中にすべて収まっておりますので、同様に安全設備であると。
0:48:27	いうふうな考え方を記載させていただくものと考えてます。
0:48:36	規制庁の中根です。何か。
0:48:38	すいませんちょっとお話を聞いている中で若干
0:48:43	すれ違うようなことが、
0:48:46	感じがして、
0:48:47	24 年の申請書の添付資料の中では明確に安全設備であるということが記載されていてそれをもって認可されている。なので、
0:48:58	その範囲が安全設備であるという認識であるここまではいいんですけど、要目表の中で、
0:49:05	その範囲を書いているから、その要目表の範囲は安全設備なんです。
0:49:12	だから、新基準の工認の時に記載している範囲、若干整理も変わってますけど、安全設備なんですっていうのが、若干繋がらないような気が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	して、この要目表に書いてあること自体が安全設備であるってことを、
0:49:27	ではないって話先ほど、
0:49:30	いただいておりますけれどもそれを踏まえると、何かこう、別にここは安全設備なんですっていう、具体的な説明があるものなのかなというふうに思うんですけれども。
0:49:41	ちょっと私の認識間違ってますか。
0:49:47	九州電力のミネマツですすいません要目表見易くって言っただけ要目表自体が安全設備というふうなことをおっしゃるつもり、説明するつもりはなくてこの範囲が安全設備ですっていうのを、平成 24 年の時に、
0:50:02	宣言しさせていただいて認可いただいておりますので、同じ範囲の中に入っておりますってことで要目表は、ただちょっと比較の見やすさの観点だけで、
0:50:12	説明したもので目標とひもづくものではないと思ってます。
0:50:20	規制庁の仲です。そうですね要目表はただ
0:50:25	見るだけ、見やすくっていう、
0:50:27	ことをおっしゃってましたけど。
0:50:28	そこ、あくまでその範囲を指定していたものとしては、
0:50:34	その 24 年のものの範囲であって、今回もその範囲に含まれるから安全設備なんです。で、
0:50:44	その範囲については先ほど西内の方から話ありましたけれども、今までの申請の内容も含めて、
0:50:52	そごが生じるようなものではないというふうに説明があるというふうに理解してますけどそれでよろしいですか。
0:51:02	九州電力のミネマツです。その認識で。
0:51:05	問題ないと思っております。
0:51:10	規制庁野中です。承知いたしました。多分、ここはもう、これ以降は、あとは御社からの説明の内容を踏まえてちょっとこちらの方でまた確認させていただきたいと思いますので、
0:51:25	資料の方を改めて確認させていただく。
0:51:28	ようにしたいと思います。
0:51:34	一種電力ミネマツで承知いたしました。
0:51:40	はい。規制庁野中です。そうしましたら
0:51:43	区分の話は、以上にしたいと思います。
0:51:48	引き続き私の方から確認させていただきたいんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:54	14条の適用要否のところですね、補足説明資料の、
0:52:02	15ページ。
0:52:04	のところですけども、
0:52:08	各条文の3ポツの各条文の整理結果のところ、十四条の2項の部分の説明ですね。
0:52:16	3行目あたりからですけど新規基準以前より安全施設に対して環境条件を考慮した設計を行っているので、
0:52:26	今回その追加要求に対して新たに申請対象条文とする必要はないんですっていう内容だと思うんですけども、
0:52:35	これについて確認なんですけれども、
0:52:39	まず、新規基準の変更前の基本設計方針、
0:52:47	のところで、
0:52:48	安全施設の定義の歯の部分なんですけど、
0:52:54	今回の変更前の
0:52:58	基本設計方針の中での定義として出していたのが、瀬、
0:53:04	技術基準規則とあとは旧省令、
0:53:07	と、あとは重要安全施設の部分は、その基本設計方針としてその定義づけをされていると思うんですけども、その範囲だと安全施設についてその定義がされているようにはちょっと見受けられなかったんですね。
0:53:22	で、特に変更後の、
0:53:25	基本設計方針は、別途、安全施設については定義を書いているんですけども、それを踏まえると、安全施設について変更前の基本設計方針の中でどういった定義で、
0:53:40	読むのかったのが若干不明確で、今のその安全施設、
0:53:45	そして、その同じ定義で読み取れるのかったところが若干不明確かなっていうふうに思ってます。この点についてどういうふうに呼んでいるのかったところを、ご説明いただいてもよろしいですか。
0:54:00	少々お待ちください。
0:54:49	すみません、先ほどちょっと私の方で、お話ししたところの場所をお伝えするの忘れてましたけど、新基準の工認の時の基本設計方針で11の原子炉冷却設備、タービン除くの。
0:55:03	基本設計方針の(1)基本設計方針のところですね、この変更前変更後のところで、冒頭に用語の定義について記載があると思うんですけど、ここの記載のところの話を確認させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:27	イシイ電力ミネマツですご説明ありがとうございますちょっと確認しております少々お待ちください。
0:56:20	岸電力のミネマツです。
0:56:24	各意図としては同じ定義で記載させていただいているものと思っておりますが、ちょっとどういった経緯でここを、
0:56:33	それだけを記載させていただいたかというのをちょっと確認をさせていただければと思っております。
0:56:39	規制庁野中です。承知いたしました。そうしましたら、一旦この話、飛ばしまして、次の話に移ってもよろしいですか。
0:56:51	はい。よろしくお願いいたします。
0:56:53	はい、承知しました。そうしましたら、
0:56:58	基本設計方針の変更前の記載についての、引き続きの確認なんですけれども、
0:57:06	新規基準の購入の基本設計方針におっしゃる通り、この変更前のところで安全施設についての環境、
0:57:14	条件を踏まえた設計については記載いただいていると思うんですけども、
0:57:19	この新規基準の昆虫基本設計方針の作成要領、工認の作成要領の中で、
0:57:29	新規基準の変更前に記載するものが何を変更記載するのかっていうと、
0:57:35	要求事項が新たに追加になったものでも、規格基準等の要求等で以前から実施しているものについては変更前にも記載するというふうに記載があります。
0:57:48	これに基づくと、
0:57:51	すでに記載していただいている安全施設に対する環境条件を踏まえた設計っていうのも、何かに基づいて記載しているのかなというふうに思うんですが、こちらについて何に基づいてその当時記載すでに、
0:58:05	対応してって今回の新規基準の時の工認に記載していたのかというところの説明をお願いします。
0:58:18	九州電力のミネマツです。
0:58:20	大変申し訳ないですけどちょっと音声飛び飛びになってしまっていておしましてもう一度ご説明願えますか。
0:58:28	原子力規制庁の仲野です。承知しました。再度ですけれども、今回の説明資料の中に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:36	新規基準施行以前より安全施設について環境条件を考慮した設計を行っているっていうふうにありますけれども、
0:58:45	これに基づいてる説明っていうのが、基本設計方針、
0:58:52	新規性基準の工認の時の基本設計方針の変更前に、安全施設について
0:59:01	環境条件、取極安全施設になっていて、
0:59:04	それが環境条件を踏まえた設計をするっていう説明がその基本設計方針の変更前にあって、ここにあるので、
0:59:15	新規性基準の工認以前からも、
0:59:19	安全施設は、その環境条件を踏まえた設計をしているんです。なので、今回の申請においては新規基準のときに追加要求になっているけれども、すでに
0:59:31	環境条件を踏まえた設計としているので審査対象条文じゃないんです。そういう説明をされているものだと理解してます。
0:59:39	で、
0:59:40	じゃあその変更前、
0:59:42	に記載しているその基本設計方針が何なのかっていうところの確認なんですけれども、
0:59:51	行政工認の作成要領の中にですね、3 ポツに、工事計画認可申請における、基本設計方針の作成要領っていうパートが、
1:00:02	その中の(4)番、
1:00:06	の中にですね、
1:00:07	この変更前に何を記載するのかっていう部分があるのでそのポートのところ、
1:00:14	技術基準規則の要求事項が新たに追加になったものでも、
1:00:19	規格基準の要求等で以前から実施しているものについては変更前に記載するっていうものがあって、今回はそれに該当するのかなというふうに思うんですけれども、
1:00:29	この
1:00:30	規格基準の要求等で以前から実施しているものについて、今回のその安全施設の部分っていうのは何に基づいてその以前から実施しているものだったのかっていうところの説明をお願いしたいと思ってます。
1:01:04	九州電力のミネマツです。
1:01:08	そちらの方も確認させていただければと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:15	規制庁の仲野です。承知いたしました。こちらもお時間かかるようであればまた飛ばして次の質問に移りたいと思いますけどもよろしいですか。
1:01:29	はい。よろしく申し上げます。
1:01:32	はい。失礼しました。私の方からちょっと回答を確認するということでしたので
1:01:39	今回の 14 条 15 条のところの確認は、一旦以上にしたいと思えますけれども、規制庁側から何かありますか。
1:01:56	はい。
1:01:58	社長側からはまずはないということなのでこの点については一旦回答を待つということになり、なります。
1:02:06	あとそうしましたら、
1:02:08	耐震の関係で確認させていただければと思います。
1:02:15	補足説明資料の 55 ページのところですけども、
1:02:22	今回の耐震の評価についてなんですが、
1:02:27	1 ホソノ。
1:02:28	耐震設計の基本方針のところの 3 段落目ですね。
1:02:34	原子炉周辺建屋も耐震評価及び原子炉周辺と提案の地盤の支持性能に関する評価は、
1:02:43	衛藤。
1:02:44	これ新規制基準の工認のものだと思いますけど、で認可された。
1:02:51	資料から変更がないというふうに記載いただいているんですけども、今回で配管とか弁を取りかえるわけじゃないですか。そうすると、少なくとも、
1:03:03	その質量変化っていうものは、その設備としてあると思うんですけども、これって計算書からその影響が
1:03:13	重要な変化があって、
1:03:16	ただその授業の変化を踏まえても、
1:03:19	耐震の評価に影響を与えるほどの変化ではないということなら理解できるんですけども、その変更がないということだけ記載していると、変更あるんじゃないかなっていうふうに思うんですけどちょっとこちらについて確認させていただけますか。
1:03:40	九州電力のホシコで少々お待ちください。
1:04:08	九州電力のホシコです。建屋の方の地盤

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:14	に関する説明書では、建屋として大分保守的な、重量とかするとちょっと保守的になっておりますので今回の配管工事に伴って重量が多少変更すること。
1:04:29	前後することありますけれども、その
1:04:32	建屋評価の中で用いられている、
1:04:35	評価に用いられている重量の中に含まれるものとして
1:04:40	アビルものとしております突っ張るものとして、
1:04:43	含まれるものとしておりますので、そのため変更はないというふうなご説明をしております。以上です。
1:04:51	原子力規制庁の中根です。今ご説明があった内容は、まさに多分説明スルー。
1:04:59	パーツとして必要なものなのかなっていうふうに思っていて、改めて多分今回行って評価自体はされてると思うんですねその変更前後によって質量の差があって、
1:05:10	ただ生まれてる質量の差っていうのは、すでにその評価している地盤の、
1:05:15	評価結果の中にも含まれる内容であるっていう話ですよ。
1:05:21	だとすると、そういった説明にさせていただきなかなっていうふうに思うんですけれども。
1:05:29	その内容について説明資料の中に充実していただければと思うんですが、
1:05:35	よろしいでしょうか。
1:05:40	九州電力のホシコで承知いたしました。そういった重量の変更によっても建屋の評価に影響がないことを、補足説明資料の方で
1:05:50	拡充させていただきたいと思います。以上です。
1:05:53	規制庁の仲野です。承知しました。ちなみになんですけどその重量の変更っていうのは
1:05:59	どういった、その確認の仕方をしてるかっていうとその重量の、
1:06:05	そのものの相対変化なのかその変化量で見ているのかちょっといろいろ、多分確認する方法あると思うんですけどもどういった確認のされ方をしてるか確認していいですか。
1:06:21	九州電力からイリエです。厳密にはちょっと
1:06:25	九州電力からベース、厳密にはちょっと確認します。
1:06:33	すいません九州電力からイリエですけども御セキ越えて、
1:06:38	聞いているんですけども、聞こえてますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:42	原子力規制庁ナカノですちょっと今音声乱れておりましたけれども1回、
1:06:49	はい。
1:06:54	九州電力からイリエです。建屋重量の考え方については、土建本部に再度確認しますけれども、基本的には、今回の工事によって、
1:07:06	建屋の出店に対して、
1:07:09	プラマイ、
1:07:11	10%未満の変化があるかどうかというところで、建屋解析をやり直すかどうかというのは判断しているかと思います。
1:07:25	原子力規制庁の中根です。今ご説明あった通り、建屋の件。
1:07:33	東テク、
1:07:34	まず、
1:07:35	の判断基準。
1:07:37	について今回のその工事の必要変化がその範囲を超えるか超えないかというものを確認していて、相場感的に私も超えないとは思ってるんですけれども、
1:07:49	その聞こえないっていうことが確認できたので、今回についてはそういった評価をしている。なので、影響がないんですけどっていう説明になろうかと思えますけれどもそういった内容について資料の中に落とさせていただければと思えますけれども、よろしいでしょうか。
1:08:08	はい。九州電力からイリエです。承知しました。確認内容としては、今回の工事でどれぐらいのフロアに対して物量、重量増元があるか。
1:08:20	ということ、それが建屋モデルに影響するかしらないか、それを踏まえて、地盤の市政のだったりには、影響がない。だから、
1:08:30	新規制から変更ないということの説明について追記しようと思います。
1:08:35	規制庁の中根です。よろしく願いいたします。
1:08:43	江藤規制庁西内です。今の縦、縦私の話なんですけど、
1:08:49	ちょっと趣旨だけもう少し確認したいんですけど、今回今回能の申請書添付資料所では、
1:08:59	どういう説明をまずしてるんでしたっけっていうところからちょっとオカ入れたいんですけど。
1:09:07	それは要はやるって言って要は、要はですね、今回の申請で評価をしたっていう扱いなのか、まずどうなのかっていうところから確認をしたいんですけどそれは今回の申請書上って、
1:09:21	まずそこからですよ。はい。そこから確認をしたいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:27	今日はあれですかね
1:09:29	ここを専門の方々いらっしゃらないのであればちょっとまとめて回答っていう形になりそうであればちょっとまとめて私の方からこういう確認をしたいんだっていうことをお伝えしたいんですけどそんな感じでもいいですか。
1:09:42	はい。九州電力ホシコです。今日すぐ即答できない部分もありますので1度、はい。西内さんの確認事項について教えていただければと思います。はい。承知しました。江藤だ端的に確認したいのはもう一つでして、
1:09:56	結局今回、一番のお話は、何をやったのかっていうのを確認したいっていうところがまず一つですを置い大枠でいうと、
1:10:04	具体的にそれ何をやったのかっていうのをどういうことを確認したいのかというと、まず申請書上で、どういう説明をしていて、それに基づいてどういう確認をしたのかっていうそういう流れで説明をいただきたいと思っ
1:10:21	て、その中で先ほどお話があったような、確認の手法をとっているっていうことであればそれはそれで明確に説明いただければと思いますし、いやいや今回ちゃんとやったんだよっていうことでもそれはそれでいいんだと思ひ、思っんですよね。
1:10:35	それをその観点で説明をいただければそれで結構ですというところだけお願いをしたいと思っっていて、その中でなかなかさっきあった具体的なような内容部分を押さえてもらいたっていうそういうことなんですけど。
1:10:46	確認したい趣旨はご理解いただけますかねちょっとうまく伝わりますか。座ってますか。
1:10:53	九州電力のホシコです。はい、承知しました今回の申請書で、どういったま
1:11:01	記載があるのか、記載、記載しておく。
1:11:01	記載があり、それに対して、どういった手法で地盤に対する位置を確認したのかというのを補足説明資料の方でしたい。
1:11:11	追及させていただければと思います。以上です。はい。規制庁西内です。えっとですね、
1:11:18	ゆい言っても、
1:11:21	そっか。うん。そうですね。はい。
1:11:24	そうですね。はい。
1:11:26	今回のへん人で建屋耐震との関係でいうと別に影響があると思っっているわけではなくて、今回の申請においてやったことをまず説明して欲しいというそれだけの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:37	趣旨ととらえていただき、何かどこかに何か問題があるんじゃないかとかそういうようなものではなくて単純にこれを本当にやったことをまず確認したいというそういう趣旨の確認とっていただければと思うんですけど、よろしいですか。
1:11:49	中電力のホシコです承知いたしました。はい、ありがとうございます。
1:11:54	今日時点でほかに施設確認できて重複ありますか。よろしいですか。
1:12:01	はい。衛藤。今日確認させていただいた内容を、また改めてちょっと資料にまず充実いただいて、
1:12:09	1度再提出っていう形になりますかね。並行的に我々の方でも他の部分も含めて確認を進めていきますので、
1:12:17	何か他に確認事項があればまた改めてヒアリングという形。
1:12:21	江藤で確認をさせていただければと思います。
1:12:26	はい。今日の内容を踏まえて、また資料が作成できたら東京支社の方が事務的にまた今後の予定についてご連絡をいただければと思うんですけど、
1:12:38	1週間、2週間ぐらいで、また資料再提出いただくようなそんなイメージかなと思ってますが、
1:12:43	はい。江藤。スケジュール的にもそういうようなところかなと思ってますが何か全体通してですけど九州電力側からありますか。
1:12:58	はいイシイ電力マツモトです。はい。
1:13:02	一通りちょっと東京支社通しで、ちょっとまず申請、資料の修正等、
1:13:08	できる見込みのところがありましたら、ご提出の予定についてご連絡したいと思います。
1:13:14	あと、もう1点ちょっと別件にはなるんですけども、ちょっと、
1:13:20	今回の工事申請している内容につきましてちょっと検査の方についてもちょっとご相談したい内容がございます、
1:13:28	規制庁の金坂さんの方とちょっと
1:13:33	打ち合わせ等を、面談等をしたいなというふうに考えているんですけども、その辺つい今ご相談してもよろしいでしょうか。
1:13:44	衛藤議長ニシウチですけども、
1:13:47	今おっしゃった県検査課との関係については、それは今、審査部門の我々に何か説明をしたい事項が、検査との関係で何かあるっていう今そういうお話でしたかね。
1:14:04	九州電力の松本です。すいません大変失礼しました審査の方と関係、関連した内容ではございませんでしたのすいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:14	前期変えさせていただきました。撤回させていただきたいと思ひますし、失礼しました。
1:14:19	はい、どうぞ。西内です。わかりました。検査の進め方とかそういう話であれば検査部門の方と適切な適時面談と申し込んでいただければいいのかなとは思ひますけども。
1:14:30	一応我々の方でもこれ結局施行に認可したらそのあと使用前検査終了確認っていうフェーズに移っていくので、
1:14:38	そういう意味では部分、
1:14:41	規制庁の中でも連携はしてますので、はい。もし検査課の方に相談して説明したい内容があるのであれば検査課の方にまずは面談を申し込んでいただければいいのかなと。
1:14:50	その中でもし審査にはねるとかそういう話があるのであれば早めにこちらの方にもその説明をいただければと思ひます。
1:14:57	よろしくお願ひします。
1:14:59	改めてですけど九州電力側から全体として何かありますか。
1:15:08	九州電力の松本です。こちらからはこれ、追加事項等はございません。はい。規制庁側から何かありますかよろしいですか。はい。
1:15:17	衛藤。
1:15:20	一応ちょっと時間があるので、最後にちょっと今日確認した内容で、今後、こういう修正をするよっていう部分だけちょっと簡単に不
1:15:30	えっとね、お互いの認識にそごがないかの確認だけしたいと思ひますけど。
1:15:35	何かお話できる準備としてそっちであります。
1:15:44	はい、九州電力の松葉です。はい。こちらで今回ご指摘いただいた内容について、まとめてございますので、一つずつご説明していきたいと思ひますがよろしいでしょうか。はい。よろしくお願ひします。
1:15:58	はい。岸ナカノマツモトです。では今回ご指摘いただいた事項について一つ説明していきます。まず一つ目が、
1:16:07	再稼働の時の公認申請資料にありました添付の3-4の3ポツについて、図のところで、上から2番目の1隔離弁が記載されてない。
1:16:19	ところの範囲として具体的にどんなところが、
1:16:24	ありますかというところでそちらについてご説明、ご説明したいと思ひます。で、2点目が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:33	今回の申請の配管の①から⑨の範囲につきまして、24年の申請時に安全設備として認可されているということ、といったところを、補足説明資料の中に追記をし、
1:16:45	して、
1:16:46	しますといったところです。
1:16:48	3点目が、
1:16:51	安全設備の対象範囲にCVバウンダリを含めているといったところの考え方。
1:16:59	について、建設時から現在に至るまで変わってないといったところについて補足のほうで追記をしたいと思います。
1:17:07	で、
1:17:08	4点目に、
1:17:11	基本設計方針の変更前の敷設、記載の中でですね、安全施設の定義が現在読み取れないというふうな形になってますので、こちらこういった定義で再稼働時に行われていたのかを確認して、
1:17:26	その内容についてご説明したいと思います。
1:17:30	5点目に、
1:17:33	安全施設に対する健全性は、何に基づいて、
1:17:37	新規性の枚数確認してるのかを説明をしたいと思います。
1:17:43	6点目が、
1:17:46	補足説明資料の5の
1:17:48	55ページのところについて、先ほどですね建屋の
1:17:54	改正評価のところですけども、質量の変化等がありますけども、建屋耐震に影響がないといったところ、
1:18:00	がわかるような記載を追記するといったところです。これらも含めて、今回の建屋、
1:18:09	または、
1:18:10	地盤建屋側ですね、申請書上は、こういった記載を整理しているか、また、それに対して、どの、どのような評価や、
1:18:20	確認を行ったのかといったところを、整理してご説明したいと思っております。
1:18:27	今回のコメントいただいた指摘事項につきましては以上になります。
1:18:38	規制庁西内ですけどう。
1:18:42	どう抜けてないと思うんですけど、多分ですね課長が気に。
1:18:49	音したときにすごい違和感があつて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:53	いや要は、
1:18:55	各項目はですね、結構ん繋がってる部分が大きくあると思っていて、だから箇条書きなんかぽんぽんぽんと言われるとなんか若干本当に第何か、こっちの確認したい趣旨が伝わっているかなという不安を覚えるので、念のためもう一度明確にお伝えをしますけども、
1:19:12	衛藤。
1:19:15	一井新居 3 点目かな。1 点目は違うが 1.11、1 点目なんでしたっけすみません。
1:19:23	1 点目は、
1:19:28	意味はですね再稼働の時の、添付のほうに記載してました。あれ、バウンダリの範囲について、1 隔離弁が書かれてないところの、
1:19:40	伴については具体的にどんなところがありますかといったところのコメントになります。規制庁西内です。ありがとうございます 1 点目は参考で結構ですこれあくまで申請外の話なので、
1:19:53	これは参考なの扱いで結構でしたよあのし今回の資料 1 みたいな形でブルドーザ起こしてもらうような必要はないですということだけご理解をいただければと思いますので、どちらかという、ちょっとすみませんこれは先ほど、
1:20:05	お伝えをしてなかったかもしれないですけど、そもそも今回の説明でここが隔離弁として扱ってるよっていうのは、このまさに新基準の当時のこの整理に基づくものなんですよ。
1:20:18	ただそれがわかるように補足説明資料の方に書いておいていただければいいのかなと思うんですけど。
1:20:23	要はこの補足説明資料とかこの申請書の記載とかを抜粋するとかですね。
1:20:27	そういうような形でちょっとわかりやすくしておいていただければというコメントともとらえておいていただければと思うんですけどよろしいですか。
1:20:37	はい。九州電力の津本です。はい。この缶詰
1:20:44	CVバウンダリに該当するようなところについて、どういった整理をしてましたかというところで、再稼働や再稼働以前建設時から、今までどういった整理でやっています。今回の申請はこういった形に、
1:20:57	指定をしており、安全施設に該当してますというふうな形のマツキ、そういったところの整理をしていただきたいといった、
1:21:05	ところでよろしかったでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:06	整理をというよりかは単純にCVバウンダリはこの新基準のときの考え方と同じ考え方です。今回もってそれだけですよね。
1:21:15	そう分かるように書いていただければいいというそれだけの話かなと思います。
1:21:22	九州電力のミネマツです承知いたしました。
1:21:25	はい。続けて2点目と3点目なんですけど、
1:21:29	2点目と3点目は、一つだと思っていて僕は、
1:21:35	先ほどお話しした通りなんですけど、
1:21:38	結局だから、案、今回の1から5が安全設備に該当する理由を明確に説明してください。
1:21:45	で、
1:21:46	その流れの中で、さっきお話いただいたような二つの観点が出てくるってそういう理解を僕はして、
1:21:53	そういう一つの大項目の中で、具体的にやる内容があるっていうふうに思っていたらいいと思いますってこれはすいません先ほども明確にお伝えしたと思ってるのはもうご理解をいただいていると思うんですけど箇条書きにする時にその二つに分かれるとちょっと違和感を感じるってそういうことですね。
1:22:09	別の確認ではないよと。
1:22:12	一つの大きい確認の中で、具体的にこういう点があるよってそういうことなんですってそういう理解をしますというところなんです。
1:22:19	それは同じく4点目と5点目かなも同じで、安全施設について、結局
1:22:29	これは六、七の話なんですけど、67が安全施設、いわゆるその安全機能、MS3まで含むんですよ。安全施設として設計していることを、
1:22:41	昔から安全施設としては使って設計しているよっていうことを説明をいただきたい。具体的には、
1:22:48	という話で、さっきの基本設計方針の変更前の話の定義がどこで明確になってるのかっていうのを説明いただきたいっていうことなんですけど、4点目と5点目はもうちょっとさらにブレイクダウンするような関係になっていて、
1:23:03	その基本設計方針の変更前っていうのは、
1:23:06	どういうふうにかいていうと、この新基準のまとめ資料の中に工認作成要領ありますよね。
1:23:13	工認作成要領の中で、
1:23:18	基準の要求事項以外のものであって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:23	何らかのジャックとか弱だったかな確か引用してるもの、その購入作成要領と確かそういう規格基準類。
1:23:30	に基づいて要は要求事項じゃないけど、でもそういう規格基準に従って何かやっているような内容は、基本設計方針変更前に記載するっていう話があるんですよね。
1:23:40	今回の安全施設はっていうのは少なくとも基準上は新基準前を明確に要求してなかったわけですよね。安全設備の範囲だけなので、
1:23:49	だからそういう何か車の規格基準等、
1:23:52	とかに沿って、
1:23:54	昔からやっていたっていうことだと私は理解しているのでだからここに書かれているっていうことだと思うんですけど。
1:24:00	そういう公認作成要領とか神経症のときのに沿った説明として、変更前の定義を説明して欲しい。だから4点目と5点目僕1点、一つの
1:24:10	確認事項だと思ってますっていうことですね。
1:24:15	最後は耐震の話も結局一緒ですね。はい。建屋耐震何やってるか説明してくださいとそれをちゃんと申請書に沿って、今回具体的にやってる内容説明申請書の説明内容に沿って説明してくださいというそういう内容かなと思ってます。
1:24:29	江藤。ちょっと。
1:24:32	繋ぎでは続きで話しちゃいますけど、認識にそこありますか吉井大丈夫ですか。
1:24:39	はい九州電力の松本です。認識は、はい。十河はございません。
1:24:44	はい。よろしくお願ひします箇条書きにしたことでカジタ違和感をちょっと僕がいろいろ明確にしておきたかったっていうだけだものにとらえておいていただければと思います。
1:24:54	はい。
1:24:55	すいません明確に確認はできたと思うので、この内容でまた改めて資料等充実いただいて、資料提出をお願いします。
1:25:02	今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
1:25:09	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。